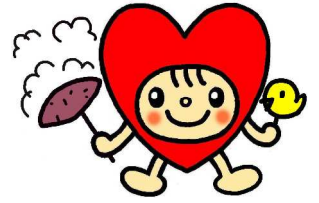


2018年

人権一口講座



女性に対する暴力をなくす運動

「DV」、「セクハラ」、「マタハラ」って何のことかご存知ですか。
 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」とは、配偶者やパートナーからの暴力、「セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）」とは、性的嫌がらせ、「マタハラ（マタニティ・ハラメント）」とは、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等です。

女性の人権に関する啓発が進んできた今でも、DVの被害などで悩んでいる女性は増え続けています。熊本市における平成28年度のDV相談件数は、1,376件でその前の年度から約300件増加しています。また、平成29年度の内閣府の人権擁護に関する世論調査では、現在、女性に関しどのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等）を受けること」を挙げた者の割合が51%と最も高く、以下、「セクシュアル・ハラスメント」（43%）、「ドメスティック・バイオレンス」（36%）、「男女の固定的な役割分担意識（「家事は女性」等）に基づく差別的取扱いを受けること」（33%）などの順となっているようです。

内閣府では11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間としていきます。この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的として行われるものです。

我が家ではかあちゃんに頭があがらず女性が強いから関係ないという人も多いかもしれませんが、この機会に身近な女性に対して知らない間に嫌な思いをさせていないか、考えてみてはいかがでしょうか。もちろん、その反対で女性が男性に対しても同様のことがないか考えることも必要ですね。男性、女性に関係なく全ての人の人権が保障され、イキイキとした人生がおくれる世の中にしたいたいです。

（熊本市ふれあい文化センター広報紙「かけはし」十一月号より）



短いメッセージ 今日もまた 学校入るとみんなの声
 楽しい一日が また始まった うれしいな
 熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会のカレンダー 託麻西小学校 6年 田尻悠斗さんの作品より